

公立大学法人名古屋市立大学学生生活支援会議規程

(設置)

第1条 公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という。）に、多様化する学生のニーズを踏まえた学生生活支援を全学的かつ効果的に推進するための重要事項（教育及び研究に関する事項を除く。）を審議するため、学生生活支援会議（以下「会議」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生等（公立大学法人名古屋市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領第2条第3号に規定する者をいう。）に係る障害者差別解消の推進に関する事項
- (2) 国籍、民族、言語、性等の多様性を持つ学生の支援に関する事項
- (3) 学生の経済的支援に関する事項
- (4) 学生の課外活動の支援に関する事項
- (5) 前各号に定めるもののほか学生生活の支援を推進するための重要事項

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（教育・市教育委員会連携）
- (2) 学長補佐（学生）
- (3) 高等教育院長、保健管理センター長及び各研究科から推薦された教員 各1名
- (4) 大学管理部長、総務課長、施設課長、学生課長、学生課主幹及び教務企画室長
- (5) 各学部事務室事務長及び教育研究課長
- (6) その他次条に定める議長が必要と認める者

（一部改正 令和2年達第81号、令和3年達第80号）

(議長、副議長)

第4条 会議に議長を置き、前条第1号に規定する委員をもって充てる。

- 2 会議に副議長を置き、委員のうちから議長が指名する者をもって充てる。
- 3 議長は、会議を代表し、その会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、会議の会務を掌理する。
- 5 副議長は、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。
- 3 会議は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(学生生活委員会)

第6条 第2条各号に掲げる事項を推進するため、学生生活委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 前項の委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 会議に係る庶務は、学生課において処理する。

(一部改正 令和3年達第80号)

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、理事長の承認を経て議長が定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第81号)

この規程は、発布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第80号)

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後のそれぞれの規程の規定は、令和3年4月1日から適用する。